

新型コロナ患者受入れ病床協力金（第11弾）について

新規コロナ感染者の再拡大による病床ひっ迫を回避するため、現行病床協力金による運用期間終了後の病床確保に向け、協力金制度を継続して実施します。

《協力金制度の内容》

対象
医療機関

- 次のいずれかに該当する大阪市内の病院
 - ①第9弾及び第10弾協力金の対象病院（4月1日以降の継続運用）
 - ②令和4年2月8日～令和4年3月31日の間に
新たなコロナ受入れ確保病床を運用開始する医療機関

対象病床

- 令和4年6月30日まで継続的に運用いただける増床に対して、
1床あたり 1,000万円の協力金を支給する。

※ 新型コロナ受入医療機関になっていただいた場合には、府から病床確保補助金等の支援あり。

